YWA6C1-Z1A1-01

# 1

《中世西ヨーロッパの農民》

中世西ヨーロッパの封建領主の所領は荘園制によって経営され，その労働力となった農民の大部分は，移動の自由を持たず，様々な身分的制約を受ける農奴であった。荘園制の成立期における西ヨーロッパでは，領主の直営地における農奴の賦役労働が荘園経営の中心となっており，自給自足の現物経済が支配的であった。しかし，11 ～ 12 世紀になると，農業技術の革新や三圃制の普及などによって農業生産力は飛躍的に向上し，都市や商業の発展を促した。

このような状況を踏まえ，13 ～ 16 世紀頃の西ヨーロッパで見られた農民の地位向上の過程について，領主の荘園経営の変化と関連付けながら，200 字以内で説明せよ。　（25 点）